

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	40
提出時期	令和元年6月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴う公の施設の使用料・利用料金について、円滑かつ適正に転嫁されるよう、規定を一括に整備するため、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>【具体的な内容】 埴町公民館使用料徴収条例・埴町行政財産使用料条例・埴町温泉条例・埴町都市公園条例・埴町体育施設の設置及び管理に関する条例・埴町地区集会所設置条例・埴町山村広場施設設置条例・埴町間伐材利用拡大施設整備促進事業コミュニティ集会所設置条例・埴町多目的広場設置条例・埴町コミュニティプラザ条例・埴町滞在型交流施設「湯遊ランドはなわ」設置条例・埴町河川流水占用料等徴収条例・埴町道路占用料徴収条例・埴町地域集会施設設置条例・埴町農村勤労福祉会館設置条例・埴町農林水産物直売・食材供給施設設置条例・埴町多目的交流施設設置条例・埴町竹活用交流施設設置条例・埴町上水道事業給水条例・埴町下水道条例・埴町農業集落排水事業排水処理条例・埴町営住宅管理条例 以上22条例の利用料等の消費税率引き上げに伴う改正を行う。</p> <p>【施行期日】 令和元年10月1日 第11条・第19条から第21条については、公布の日</p>		
担当課	総務課		